

令和４年度高知県高等学校体育大会
新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン
— 水泳競技 —

令和４年５月１２日
高知県高等学校体育連盟
— 水泳専門部 —

【様式ダウンロード】

高知県高等学校体育連盟 HP→新型コロナウイルス対応について

→<https://www.kochinet.ed.jp/kochi-htaiiku/corona.html>

【新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について】

感染された方をはじめ、そのご家族や友人、同僚、治療に当たられている医療機関関係者の方々などに対して不当な取扱いをするインターネット上のサイトや、SNS 等に誹謗中傷の書き込みを行うといった差別やいやがらせ、いじめ等は決して許されるものではありません。

感染者の方々等への差別や偏見等が拡がることは、人々の不安を煽り、感染拡大防止の取組の妨げにもなります。

感染のリスクは誰にもあります。一人ひとりがお互いを思いやる気持ちをもって、正しい知識と情報をもとに、冷静に行動することが何よりも大切です。

I 基本的な考え方

1 基本方針の作成に当たって

- (1) 基本方針の作成に当たっては、国および県や全国高等学校体育連盟、日本スポーツ協会などが示すガイドライン等を基本とし作成する。
- (2) 競技別の感染症拡大防止対策の実施に当たっては、競技特性に応じた対応の必要性から当該中央競技団体が示す内容を最大限尊重する。
- (3) 競技別感染症拡大防止対策の作成に当たっては、競技団体と競技専門部による連携のもと、内容等の整理をする。

2 コロナ禍における大会運営について

- (1) 選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項とする。
- (2) 大会実施の可否、実施時における応援者及び観客への対応等重要事案の決定に際しては、県教育委員会・県高体連事務局及び競技団体等関係機関と綿密に連携したうえで決定する。
- (3) 各競技の運営に当たっては、開催地自治体（衛生部局等を含む）及び使用する施設等が示す感染症拡大防止に向けた方針等を最大限尊重し、開催自治体と競技専門部間で連携のうえ対応する。
- (4) 各競技別の開会式・閉会式及び諸会議については感染症拡大防止の観点から、中止または必要最小限の規模で実施を検討する。

3 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- (1) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避する。
- (2) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。
- (3) 手洗いを徹底する。
- (4) マスクの着用（ただし、熱中症や競技特性に応じた対応に留意する）を徹底する。
- (5) 競技会場及び会議施設等においては定期的な窓開等により換気に留意する。

4 大会実施の可否等について検討する場合の条件について

本連盟は関係機関と綿密に連携し、以下の条件に基づき、必要に応じて大会全体、または一部競技の実施の可否等について検討する。

- (1) 「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が県下に発令された場合。
- (2) 県や市町村の方針等により大会実施の可否等について検討が必要となった場合。
- (3) 県下の医療状況のひっ迫状況により、安心安全な大会運営が困難な状況となった場合。
- (4) 出場校や選手の辞退等の増加により、当該競技の大会運営が困難となった場合。
- (5) その他、大会開催にあたり通常の実施が困難と判断された場合。

※大会開催の考え方は次ページ参照

新型コロナウイルス感染症対策に係る高知県高等学校体育連盟主催大会開催の考え方【第3版】2022.4.24

※国や県が定めたガイドライン等により随時改定となります。

国の措置	県のステージ
緊急事態宣言	非常事態
まん延防止等重点措置	
	特別警戒
	警戒
	注意
	感染観察

高知県高等学校体育連盟 県体育連主催大会開催の考え方		観客の取り扱い
高知県内における大会実施の可否	★ 感染状況によっては、大会の中止又は延期を判断する場合がある。 → 中止・延期の判断を行うような状況下においては参加校へ予めその基準や期日等を定めて周知すること。 → 中止を判断した場合の参加料等の取り扱いについても予め定め参加校へ周知すること。	[無観客] 上位大会がある県内大会（予選会） … [実施可] ※状況により、参加制限や開催時間短縮等の対策をとる。 ※専門部が安心・安全を優先し中止又は延期することは妨げない。 上位大会がない県内大会 … [原則実施可] ※1・2参照 ※状況により、実施の可否について慎重に検討する。 専門部が安心・安全を優先し中止又は延期することは妨げない。 ※状況により、参加制限や開催時間短縮等の対策をとる。
		[入場可] ※会場キャパ50%以下の入場者数で、運営委員において観客管理が可能と判断されれば保護者等に限定し入場可。 ※実施に当たって専門部が行う事項は欄外【観客を受け入れる際の専門部が行う基本事項】を参照すること。 ※専門部が安心・安全上の理由や、運営上の理由により無観客とすることを妨げるものではない。
		[入場可] ※会場キャパ50%以下の入場者数にて実施 ※入場者は各学校において事前把握ができ、かつ会場において各校顧問が管理可能な範囲とする。（一般観客の受け入れは原則として実施しない） ※実施に当たって専門部が行う事項は欄外【観客を受け入れる際の専門部が行う基本事項】を参照すること。 ※専門部が安心・安全上の理由や、運営上の理由により無観客とすることを妨げるものではない。

【観客を受け入れる際に専門部が行うべき基本事項】

- ① 予め入場者に、観戦に関する注意事項を周知すること
- ② 会場において、選手と観客が混在することが無いようにゾーニングを行うこと（会場内動線等においても最大限配慮すること）
- ③ 会場に入退場ゲートを設置し、来場者の確認・検温（自宅等にて実施依頼可）・マスク着用確認等を行うこと・健康確認（体調不良者の入場は不可であることを事前周知すること）
- ④ 会場内において、観客向けのアナウンスや掲示物等を用い注意喚起を行い感染防止対策に努めること

高知県教育委員会 [新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージ]に対応した県立学校の部活動の考え方 12/8改定]より		部活動の制限及び活動時間
対外試合等	県内外における公式戦・発表会等への参加 → 慎重に検討する ※1 感染状況により上位大会がない県内外の大会参加については、県教委において一律で禁止する場合があります。ただし、上位大会がある県内大会や既に出場が決まっているブロック大会、全国大会については、校長の判断により出場を認めることができる。 県内外における練習試合等への参加 → 禁止する	・校長の判断により課業日に限り、2時間程度の活動を認める。ただし、週休日等は禁止。 ・公式大会等がある場合は、2週間前より週休日等においては3時間程度までの活動を認める。 （週休日の活動は土日のどちらかとする） ※2 感染状況によっては、部活動の全面禁止を行う場合がある。
	県内外における公式戦・発表会等への参加及び県内における練習試合等への参加 → 状況により慎重に検討する 県外における練習試合等への参加 → 禁止する	・平日2時間程度まで ・週休日等3時間程度まで
	県内外における公式戦・発表会等及び県内における練習試合等への参加 → 状況により慎重に検討する	令和4年4月20日付け高保体第77号 （県のステージが「警戒」における通知） 平日は2時間程度、週休日は3時間程度とする。 ただし、高等学校の運動部活動については、高校の県体に向けて4月21日から5月20日まで、校長が認めた場合、平日は3時間程度、週休日は4時間程度の活動を認める
	県内外における公式戦・発表会等及び県内における練習試合等への参加 → 制限しない	☆通常の活動可 ・平日2時間程度まで ・週休日等3時間程度まで ・平日3時間まで（校長の許可） ・週休日等4時間まで（校長の許可）

II 感染防止対策の概要

1 全般的な事項

- (1) 実施専門部は、感染防止のために実施すべき事項や参加者が厳守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること。
- (2) 実施専門部は各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- (3) 参加校のエントリー選手・帯同部員（補助員）・引率者・監督・外部指導者等（以下「大会参加者」という）は、【様式 1-1、1-2】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（団体票）を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックし、大会初日には【様式 2-1】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認についてと【様式 1-1、1-2】の写しを大会本部に提出すること。また、大会日毎に【様式 2-2】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についてを大会本部へ提出すること。万が一感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、【様式 1-1、1-2】の原本については、2 週間保存しておくこと。

また、参加校は競技期間中に感染者または濃厚接触者および体調不良者が発生した場合には、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。その後は医療機関や保健所、関係機関等及び実施専門部の指示に従うこと。実施専門部は指定書式【様式 3】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。

※P10 IV感染者が発生した場合の基本的な対応について 参照

- (4) 実施専門部は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報に十分注意しながら、大会参加者から提出された【様式 2-1、2-2】の原本および【様式 1-1、1-2】の写しを、2 週間保存しておくこと。
- (5) 大会役員等は【様式 1-4】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（個票）を大会終了日までチェックし、保存期間（1 月以上）を定めて保存しておくこと。なお、チェック期間に体調不良等が生じた場合には競技担当者へ連絡を取り参加の可否について確認すること。また大会終了後 1 週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。
- (6) 参加校及び実施専門部は参加者に陽性者・濃厚接触者が確認、および自宅待機要請者（令和 4 年 4 月 22 付け 4 高保体第 86 号参照）が確認された場合は、医療機関や保健所、関係機関等の指示に従うこと。
- (7) 参加校は大会終了後も【様式 1-3】高体連主催大会参加後 体温・体調チェック記録票（団体票）を用い、1 週間に渡りチェックを継続し、2 週間保存すること。
- (8) 参加校は、競技終了後 1 週間以内に感染者が発生した場合は、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。実施専門部は指定書式【様式 4】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。

※P11 IV感染者が発生した場合の基本的な対応について 参照

- (9) 大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について、各自（各学校）の責任で行うこと。

(10) 取材や写真撮影を希望する団体は事前に実施専門部へ連絡するとともに【様式 1-4】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（個票）をダウンロードし、各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックすること。取材当日は入場の際に大会本部へ行き「参加者名簿」へ必要事項を記入すること。大会終了後 1 週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。また個票は保存期間 2 週間とし、専門部の求めに応じて提出すること。

(11) 安全・安心な大会運営のため、選手・監督等大会関係者は大会期間中のみならず、日頃から体調管理に十分留意すること。そのうえで、発熱等の体調不良があった場合には、速やかに医療機関による診断を仰ぐとともに、その状況についてチェックリスト等へ誠実に記載すること。

【様式取扱一覧】

【高知県高等学校体育連盟 HP <https://www.kochinet.ed.jp/kochi-htaiiku/>】より DL 可

様式	作成者	内容	保存場所	保存期間
団体票 【様式 1-1】 【様式 1-2】	参加校	・ 2 週間体調チェックし作成 ・ 大会期間中もチェックする ・ 専門部より求めがあれば原本を提出	各校顧問	大会終了後 2 週間
団体票 【様式 1-3】	参加校	・ 大会後 1 週間体調チェックし作成 ・ 専門部より求めがあれば提出	各校顧問	
個票 【様式 1-4】	大会役員等 取材団体 (参加校)	・ 2 週間体調チェックし作成 ・ 大会期間中もチェックする ・ 専門部より求めがあれば原本を提出 ※参加選手は団体票【様式 1-1、1-2】ではなく個票での対応も認める。運用上の取り扱いは団体票と同義とする	作成者 ※参加選手においては各校顧問	
【様式 2-1】	参加校 (学校長)	・ 大会前 2 週間の健康チェック内容を学校長が確認し、 公印を押印し作成←※注意 ・ 大会当日に顧問が大会本部へ【様式 1-1、1-2】（個票【様式 1-4】を用いた場合も同様）の写しを添えて提出	専門部	
【様式 2-2】	参加校	・ 大会日毎に作成 ・ 大会参加を自粛するものがある場合は所属長および実施専門部へ状況を報告 ・ 大会本部へ提出	専門部	
【様式 3】	専門部	・ 競技期間中に 1-（3）に該当する者が出た場合	専門部	
【様式 4】	専門部	・ 競技終了後に 1-（8）に該当する者が出た場合	専門部	

※【様式 2-1】は提出がない場合、原則試合への出場が認められないので各校顧問は注意すること。

※大会開催中においても、自校生徒への体調確認等は顧問が責任を持って行うこと。（顧問で判断できないケースが発生した場合には必ず所属長への確認をとること）

2 当日の参加受付時の留意事項

実施専門部は、大会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

- (1) 受付には、手指消毒剤を設置すること。
- (2) 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- (3) 受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。
- (4) 人と人が対面する場所は、経費面を考慮して、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- (5) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促すこと。
- (6) 新型コロナウイルス接触確認アプリ等の通知サービスを積極的に活用すること。

3 大会参加者への対応

- (1) 参加における体調の確認

実施専門部は大会参加者に以下の事項が記載された【様式 1-1、1-2】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票(団体票)を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックさせ、学校ごとに【様式 2-1】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認について(団体票)と【様式 1-1、1-2】の写しを提出させること。

また、【様式 2-2】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についても大会期間中は大会日ごとに提出させること。

提出に関しては個人情報の取り扱いに十分注意し、引率責任者(顧問教諭等)が提出すること。

●ア 大会当日の体温

●大会前 2 週間における以下の事項の有無

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">イ 平熱を超える発熱があるウ 咳、咽頭痛など風邪の症状があるエ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)があるオ 嗅覚や味覚の異常がある | } | イ～オの症状が見られる場合は医療機関等を受診し、団体票(個票)の備考欄にその診断結果等を記載すること |
| <ul style="list-style-type: none">カ 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある、または学校より自宅待機要請者等として出席停止措置を受けているキ 同居家族や身近な知人で感染が疑われる方がいるク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある | | |

◎ワクチン接種により体調不良が発生した場合は、顧問に申し出て団体票(又は個票)の備考欄に記載すること

※大会への参加については、大会参加前 2 週間の健康観察状況(上記ア～ク)と当日の状況から適切に判断し安全・安心を最優先に考え、参加校の責任において決めること。また、医療機関等の指示がある場合は遵守すること。

※各中央競技団体ガイドラインにて大会参加の判断基準が定められている場合はその基準を尊重し、「競技別の感染症拡大防止対策ガイドライン」へ明記すること。

(2) マスクの準備

引率責任者（顧問教諭等）は、大会参加者がマスクを準備しているか確認すると同時に、着用についても徹底指導すること。なお、競技中のマスクの着用は大会参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等、競技を行っていない間、特に会話するときには、必ずマスクを着用すること。

※マスクを着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知すること。

(3) 大会参加前後の留意事項

大会参加者は、大会前後のミーティング等においても、3つの密を避けること、会話時にマスクを着用すること、黙食など感染症対策に十分配慮すること。

4 実施専門部が準備すべき事項

(1) 手洗い場所

実施専門部は、大会参加者が大会開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ア 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- イ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- ウ 手洗い後に手を拭くため、参加者にはマイタオルを持参させること
- エ 手洗いが難しい場合には、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- オ ジェットタオルは稼働を停止すること

(2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが高いと考えられることに留意すること。実施専門部は更衣室や、一時的に休息するための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について以下に配慮して準備すること。

- ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密となることを避けること
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に滞在する人数を制限する等の措置を講じること
- ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカー等の取手、テーブル、イス等）については、可能な限り消毒すること。
- エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

(3) 洗面所（トイレ）

洗面所（トイレ）についても感染リスクが高いと考えられることに留意すること。実施専門部は、洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理すること。

- ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、可能な限り消毒すること。
- イ トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示すること
- ウ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- エ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- オ 手洗い後に手を拭くため、参加者にはマイタオルを持参させること
- カ ジェットタオルは稼働を停止すること

(4) 飲食等について

実施専門部は、参加者が飲食等をする際は、以下に配慮すること。

- ア 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう呼び掛けること。
- イ 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用し、共用はしないこと
- ウ 飲食物を取り扱うスタッフには必ずマスクを着用させること

(5) 大会会場

大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

(6) ゴミの管理

参加者にゴミを持ち帰ることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。

5 大会参加者の留意点

(1) 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、競技をしていない間も含め感染予防の観点から、なるべく距離を空ける（感染予防の観点より 1~2m程度）。運動強度が高い競技の場合は呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

(2) その他

- ア 競技中に唾や痰を吐かないこと
- イ タオルの共用はしないこと
- ウ 飲食については、指定場所で行い静かにしゃべらず黙食すること
- エ 飲みきれなかった飲料等を指定場所以外に流さないこと

6 その他の留意事項

- (1) 宿泊に関しては、宿泊施設関連の業界団体が定める最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従うこと
- (2) バス移動に関しては、「貸し切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従うこと
- (3) 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、基本方針や各競技別ガイドラインの内容が変更されることがあるため、参加者は記載内容の変更の有無を適宜確認すること。なお、これらの更新に当たり要項等が変更される場合がある。

Ⅲ 感染者等が発生した場合の対応について

1 感染者等が発生した場合の対応に関する考え方

本基本方針はコロナ禍における高体連主催大会をより安全・安心な大会として実施するために、高体連事務局並びに競技専門部など関係組織と連携のもと、新型コロナウイルス感染症の感染及びその拡大防止を目的としている。

実施専門部は、本基本方針並びに当該中央競技団体が示すガイドライン等に基づき、予め作成した競技ごとの対応策に従い、万全な感染防止策を講じることとする。その上で、万一感染者等が発生した場合においては発生の時期や場所等の違いによらず、直ちに医療機関への相談・受診が前提であり、その診断等の結果を受け、保健・衛生機関等の指示に従うこととなる。

本基本方針では感染者等が発生した場合の対応について、幾つかの発生事案を想定し、それらに対する基本的な対応方法等について示すこととする。

高体連事務局並びに当該の専門部においては、以下に示す基本的な対応例を参考に適切に対応することとする。

なお、感染者等の発生による各競技大会への参加等の可否判断については、保健所等の指示を遵守した上で参加校の責任において行うことを原則とするが、その際は実施専門部および県高体連が示す感染防止対策の内容及び、これに基づく指示等に従うこととする。

2 感染者、濃厚接触者等の定義

(1) 感染者

医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。なお、感染者の発生日とは症状が始まった日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。

(2) 濃厚接触者（自宅待機要請者は同義とする）

濃厚接触者は所轄保健所の判断による。なお、濃厚接触者の待期期間は感染者と最終接触した日を0日目として、7日間とする。（大会参加においては厚生労働省承認抗原定性検査キットを用いての期間短縮は適用しない）

【参考】 厚生労働省が示す濃厚接触者の定義（一部抜粋）

陽性者と同居している人、陽性者と長時間接触した人、陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人、マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

(3) 体調不良者

平熱を超える発熱や風邪症状（咳・のどの痛み）、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など健康チェック表シートのチェック項目のイからクに該当する者。

3 その他

(1) 大会出場辞退等の判断は参加校の責任において行うことを原則とするが、実施専門部及び県高体連が示す感染防止対策の内容及びこれに基づく指示等に従うこととする。

(2) 大会役員への対応については「4 感染者等が発生した場合の基本的な対応について」に準じて対応する。

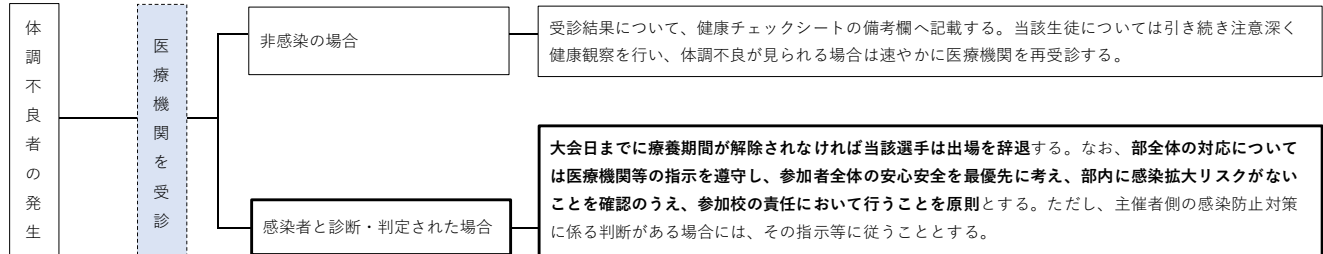
(3) 各参加校にコロナ対応担当者を設置する（監督・引率教員の兼務を可とする）。

IV 感染者等が発生した場合の基本的な対応について

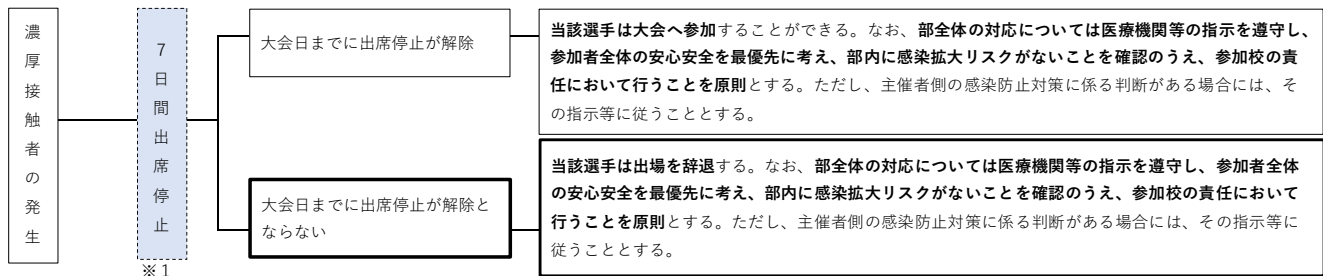
※令和3年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第3版】を参考に作成

1.大会前に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合



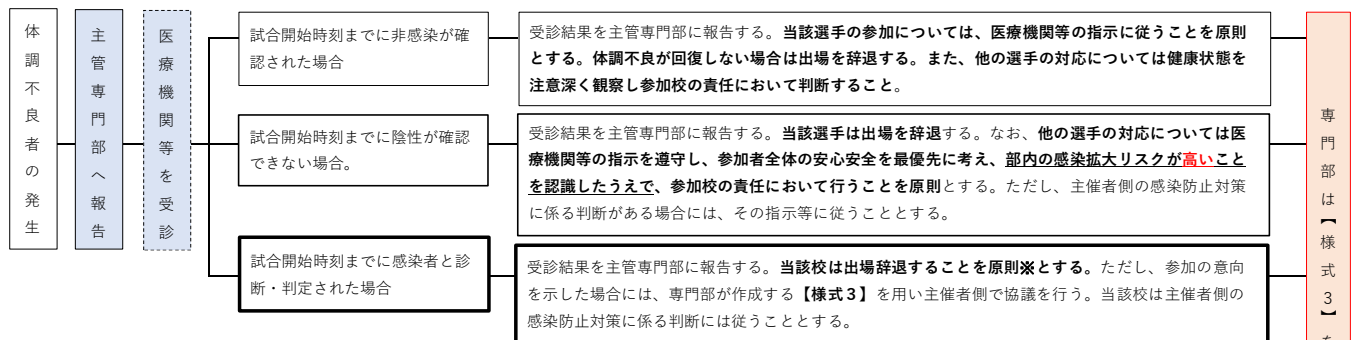
（2）濃厚接触者が発生した場合 ※自宅待機要請者も同義



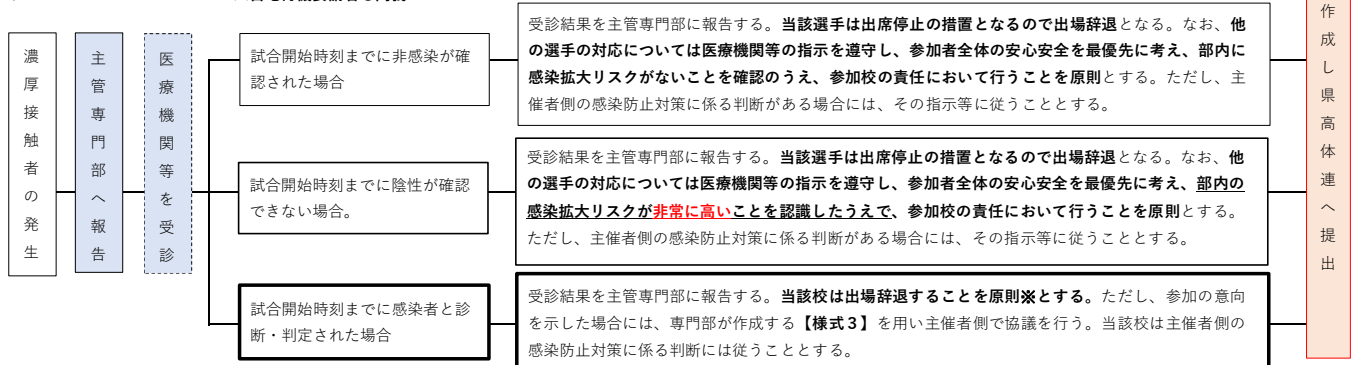
※1 濃厚接触者が抗原定性検査キット（厚生労働省承認）を用いて、待機期間短縮を行った場合は最短5日間のとなる場合があるが大会参加においては適用しない。療養開始より7日間は大会参加は認めないこととする。

2.大会期間中に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合



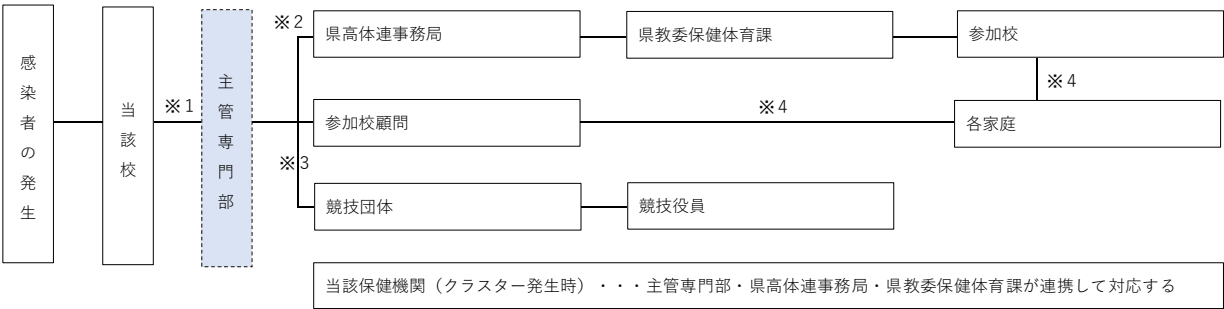
（2）濃厚接触者が発生した場合 ※自宅待機要請者も同義



専門部は【様式3】を作成し県高体連へ提出

3.大会後（1週間）に感染者が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合



- ※1 当該校は、大会終了後1週間以内に自校参加者（教職員・生徒・保護者等）より感染者が発生した場合は、主管専門部へ直ちに電話連絡を行うとともに書面にて報告すること。その際の様式は特に定めない。（報告については個人情報保護に十分気をつけること）
- ※2 主管専門部は当該校からの報告書および電話等での確認を行い【様式4】を作成し県高体連事務局へ提出する。
- ※3 感染者発生について必要な情報（会場・日時・危険と思われるスペース等）については参加校顧問および競技団体等へ速やかに連絡する。
- ※4 参加校は感染拡大防止のために、専門部からの情報について自校参加者へ注意喚起を行う。

V 基本方針作成に向けた主な参考資料等について

- (1) 令和3年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第3版】

令和3年5月25日

令和3年12月3日改定

公益財団法人全国高等学校体育連盟

- (2) スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日

令和2年5月29日改訂

令和2年10月2日改訂

令和3年11月5日改定

公益財団法人日本スポーツ協会

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

- (3) 8月1日以降における催物の開催制限等について

令和2年7月27日スポーツ庁政策課

9月1日以降における催物の開催制限等について

令和2年8月25日スポーツ庁政策課

11月末までの催物の開催制限等について

令和2年9月14日スポーツ庁政策課

- (4) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

令和2年11月12日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

- (5) 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）

令和2年5月14日

令和2年5月21日一部改訂

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

日本旅館協会

全日本シティホテル連盟

- (6) 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）

令和2年6月19日

令和2年7月21日改訂

貸切バス旅行事務連絡

- (7) 全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月16日

公益財団法人日本中学校体育連盟

- (8) 全国高等学校総合体育大会における事故防止・安全対策に関する指針

令和元年11月12日

公益財団法人全国高等学校体育連盟

- (9) 新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

令和3年4月19日

厚生労働省